



中公新書 2359

池内 敏著
竹島——もうひとつの日韓関係史

中央公論新社刊

はしがき

現在、義務教育で用いられる社会科教科書には「竹島は日本固有の領土である」と明記するよう指導がなされている。その結果、たとえば二〇一五年一月発行（二〇一一年三月文部科学省検定済）の中学校地理の教科書では次のように記される。

北海道の東にある北方領土は、^{はっぽう}歯舞群島、^{はま}色丹島、^{じせん}国後島、^{くにご}択捉島から成り立っています。周辺の海域は、かにやこんぶなどの水産資源にめぐまれており、かつては多くの日本人がくらしていた日本固有の領土です。……日本海上の竹島は日本固有の領土ですが、韓国が占拠しており、対立が続いています。また、日本固有の領土である尖閣諸島については、中国がその領有を主張しています。

右の中略部分は北方領土に關わる一八〇字ほどの具体的な記述だから、竹島については、具体的な説明は省かれたまま、「竹島は日本固有の領土」であることが指摘されるにとどまる。したがつて、このままでは、どのような事實を根拠として「竹島は日本固有の領土」であることが主張できるのかがわからないし、現実には「韓国が占拠しており、対立が続いて」いることの背景もよくわからない。

こだわりはじめれば「固有の領土」という言葉遣いも実はよくわからない。先の教科書の記述では、北方領土について「かつては多くの日本人がくらしていた日本固有の領土です」とあるから、「かつて」「多くの日本人がくらしていた」ことが「固有の領土」の要件だとする読解もありうる。あるいは「日本固有の領土」という以上は「もともと日本のものである」とする理解もありうるし、「もともと」というのは「旧来から」の意味だから「むかしから日本の領土である」という意味だと思つても不思議ではない。

けれども、領土問題に詳しい人に聞けば、たちどころにこう言われるだろう。日本外務省のいう「日本固有の領土である」という公式見解は、「むかしからずつと日本の領土であった」という意味ではない、と。

「固有の領土」なる語は、一九五五年、日ソ国交交渉に際して使われはじめ、その意味は、たとえば外務省パンフレット『われらの北方領土』（一九八七年版）で「北方四島は……いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない」という意味で、わが国固有の領土です」と説明される。

北方領土は、歴史を遡つて行けば行くほど「もともと日本のものであつた」とは言えないところに、こうした用語の生み出された要因がある。少なくとも江戸時代まではアイヌの生活圏だった北方領土は、江戸幕府の支配下にはなかつたから、古くからの日本領とは言いがたい。尖閣諸島を「固有の領土である」と述べる場合でも「固有の」の指示する内容は同様である。こちらもまた江戸時代以前は琉球王国の支配圏に含まれていたから、沖縄が日本領に含まれるようになる近代初頭に到るまでは日本の領土であつたとは言いがたい。だから、歴史を遡ると日本領であつたとは言えないが、「いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない」から「日本固有の領土」だ、という論法なのである。

さて、竹島の場合にはどうなのだろうか。竹島についても「日本固有の領土である」とされているし、ここにいう「固有の」の意味は北方領土、尖閣諸島の場合と変わらないはずである。竹島もまた、歴史を遡ると日本領であつたとは言えないが、「いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない」から「日本固有の領土」だと説明されるのだろうか。

義務教育で使用する教科書や教師用指導書には、そのあたりのことが十分に書かれているわけではない。そうしたときに学校教師は生徒たちに、その発達段階に応じてわかりやすく

「竹島は日本固有の領土である」由縁を説明してくれるだろうか。それとも、配当された時間数はわずかだから細かな説明をする余裕はないだろうか。あるいは「竹島は日本固有の領土である」というフレーズを頭にたたき込みさえすれば、それでよいだろうか。

本書は、「竹島は日本固有の領土である」ことを手っ取り早く理解するための百問百答式の本ではないし、「竹島は日本固有の領土である」ことを学校現場で効率よく教えるためのハウツー本でもない。その代わりに、「広い視野に立って」「諸資料に基づいて多面的・多角的に考察」（文部科学省中学校学習指導要領・社会）することを通じて、竹島と我が国との関わりを歴史的事実に基づいて、できる限り詳細に明らかにする。そして、竹島の問題にあっても「我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっている」（同前）ことをきちんと見据えて分析し、「竹島は日本固有の領土である」と述べることの意味を省察しようとするものである。

ところで、現在、日本外務省と韓国外交部はそれぞれに竹島（韓国名は独島）領有の正当性を主張するのに、ホームページ（以下、H.P.）上で動画を公開し、広報資料としてフライヤー、パンフレットおよび冊子『竹島 竹島問題10のポイント』『韓国の美しい島 独島』を

ダウンロードできるようにしてある。日本外務省のものは、日本語、英語、韓国語のほかに中国語（簡体字と繁体字）、アラビア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で公開され、韓国外交部のものは、韓国語、英語、日本語のほかに中国語（簡体字）、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、ヒンディー語、イタリア語、ドイツ語、ポルトガル語で公開されている。したがって、これら広報資料は、日韓間における主張の応酬というだけでなく、日韓それぞれの主張の正当性を国際的に発信しようとするものである。

さて、これら何通りかの広報資料のうち、最も詳細な記述がなされた冊子『竹島 竹島問題10のポイント』『韓国の美しい島 独島』をもとにして、現段階における日韓両政府の主張を整理しておこう。これらでは相手側主張への反駁も少なからぬ分量を占めているが、まずは竹島（独島）領有の正当性が自らにあることとの論拠を何に求めているかに留意しておく。そうすると、韓国側の主張は、以下の①～⑤の五点からなる。

- ①一五世紀から二〇世紀に到る地誌に見える于山島が独島のことを指し、鬱陵島と独島は常に一括して現れるから、独島は地理的に鬱陵島の一部として把握できる。
- ②一七世紀末の鬱陵島争界（日本側のいう元禄竹島一件）によって、鬱陵島と独島が韓国領

であると確認された。

- ③ 一八七七年の明治政府による太政官指令で独島は日本領ではないことが確認された。
- ④ 一九〇〇年一〇月の大韓帝国勅令第四一号によつて、独島は鬱陵島の一部であると確認された。
- ⑤ 第二次世界大戦後、カイロ宣言、ポツダム宣言、SCAPIN（連合軍最高司令部訓令）第六七七号・第一〇三三号を経て、サンフランシスコ平和条約で独島は韓国領として確認された。

一方、日本側の主張は以下の①～④の六点である。

- ① 一七世紀半ばにはわが国は竹島に対する領有権を確立した。
- ② 元禄竹島渡海禁令によつても現在の竹島への渡海は禁止されなかつた。
- ③ 日本人は古来から竹島を認知してきた（例示するのは一八世紀の古地図）。
- ④ 一九〇五年の竹島を日本領に編入するとの閣議決定により、竹島に対する領有権を再確認した。
- ⑤ サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領として確認された。

⑥ 一九五一年のSCAPIN第二一六〇号およびサンフランシスコ平和条約後の日米行政協定により、竹島は在日米軍の爆撃訓練地域とされた。

なお、日本側は韓国側主張の①②④⑤を批判するが、③には触れない。また、③④を除けば、残りの論点は日本側、韓国側を問わず一九五〇～六〇年代の日韓間の竹島論争時に淵源をたどりうる。

さて、一九五〇年代頃には主張されていた論点が後に取り下げられたり、研究の進展にとどまつて評価替えが行われたり、新たな論点が浮上したりしてきました。とりわけ二〇〇〇年代以後には実証水準が飛躍的に高まつたから、現状では議論はかなり煮詰まつていて、こうした点を踏まえつつ、概ね論点の対象とする時系列に従つて、第一章からの論述を進めてゆきたい。

【付記】

現在の鬱陵島と竹島（独島）が史料上どのような名前で現れるかについて、少々繁雑ながら、以下の点をあらかじめ承知置きいただきたい。議論や理解がいさざか混乱しがちだからである。実際にも竹島論争の初期段階では島名の誤認によって議論が混乱した。

現在の鬱陵島は、江戸時代日本では「竹島（磯竹島）」と呼ばれた。明治以降は「松島」と呼ばれることが多いが、旧来どおり「竹島（磯竹島）」と呼ばれる場合もある。

一方、現在の竹島は、江戸時代日本では「松島」と呼ばれた。明治以降は「りやんこ（島）」と呼ばれる事例がいくつか見られ、一九〇五年一月の日本領編入に際して「竹島」なる島名が与えられた。

これら島名の変遷のうち、「竹島」と「松島」の現れ方についての通説は「島名の混乱」として説明されてきた。その説明は概ね以下のようなものである。

一七八七年フランス船が鬱陵島を「発見」してアルゴノート島と名づけ、一七八九年イギリス船が鬱陵島を「発見」してダジョー島と名づけた。同一の島ながら「発見」時の経緯度測定結果に差異があつたため、その後の西洋製日本周辺図では朝鮮半島の東方沖合に二つの異なる島があるかのごとく表記された。

一方、一八二三年に来日したシーボルトは、当時日本で作成された日本図には朝鮮半島と隱岐諸島に挟まれて、朝鮮半島寄りに竹島が、隱岐諸島寄りに松島が記載されていることに気づいた。この日本図と西洋製日本周辺図を対比させたシーボルトは、アルゴノート島を竹島に、ダジョー島を松島に比定し、シーボルト作成の日本図にそのように島名を記入した。

その後、一八五四年ロシア船が鬱陵島を測量した結果、アルゴノート島の経緯度が誤りであるとわかり、やがてこの島が地図上から姿を消すこととなつた。一方、一八四九年フランスの捕鯨船リアンクール号が今日の竹島を発見し、船名をとつてリアンクール岩と名づけ、

同様に一八五五年、イギリス船ホーネット号が今日の竹島をホーネット岩と名づけた。

これらを経て、西洋製の日本周辺図からアルゴノート島＝竹島＝鬱陵島が消滅し、ダジョー島＝松島＝鬱陵島だけが残り、今日の竹島はリアンクール岩（岩礁）として記載されるようになつた。その結果、江戸時代には竹島（磯竹島）と呼ばれた鬱陵島が、明治初年には松島と呼ばれるようになり変化した。

本書では、こうした地図上の島名変化に関わる通説的理解を踏まえた上で、鬱陵島と竹島を以下のように表記する。史料上の表記を優先させる際には、「竹島（鬱陵島）」「磯竹島（鬱陵島）」「松島（鬱陵島）」「松島（竹島・りやんこ・独島）」といった表記をする。一方、現行島名を優先させて表記する際には、「鬱陵島（竹島・磯竹島・松島）」「竹島（松島・りやんこ・独島）」などと表記する。

はしがき

第一章 「于山島」は独島なのか

—韓国側主張の検証①

鬱陵島から見える島　于山島、于山は鬱陵島である

鬱陵島とは区別された于山島　于山島に関わる下條説
于山島に関わる川上説　異なる于山島認識の併存

安龍福の述べた于山島（于山島）　于山島は日本の松島である　「于山島＝松島」説の連続と断絶　古地図に見る于山島　于山島と松島（鬱陵島）の一致

于山島の腑分け

第二章 一七世紀に領有権は確立したか

—日本側主張の検証①

竹島の領有権　一七世紀の竹島（鬱陵島）渡海事業

川上健三『竹島の歴史地理学的研究』江戸時代に関する川上の論点　地理的な知見は領有権を証明するか
鬱陵島の利用と竹島　竹島（鬱陵島）は朝鮮領　残る論点の検証　松島渡海と渡海免許　竹島の領有権は近世前期に確立したか

第三章 元禄竹島一件

—なぜ日韓の解釈は正反対なのか

元禄竹島一件とは

1 元禄竹島渡海禁令

69

分かれる渡海禁令の評価

渡海禁令と川上説

老中

阿部の認識転回　鳥取藩、松江藩との問答　元禄竹
島渡海禁令の歴史的評価　松島（竹島）の活用実態
大谷家の場合　一七世紀末には竹島の領有権を放棄し
た

2 安龍福事件 82

韓国バンフの安龍福事件　安龍福事件までの前史
安龍福の来航と対応　鳥取藩の把握した内容　対馬
藩としての対応　安龍福証言の信憑性　安龍福事件
の歴史的評価

第四章 「空白」の一〇〇年……

——外務省が無視する二つの論点

二つの論点回避

1 天保竹島渡海禁令 102

天保竹島一件　幕府評定所の結論　川上健三による
天保竹島渡海禁令の解釈

2 明治一〇年太政官指令 108

「日本海内竹島外一島地籍編纂方同」の提出　「外一
島」は松島（竹島）　田中阿歌麿の指摘　塚本孝に
よる「論証」の過程　無理な「論証」

第五章 古地図に見る竹島……

——日本側主張の検証②

123

1 江戸時代の日本図 125

古地図と地誌　江戸時代の日本図　無彩色の意味
彩色の意味　朝鮮へ御渡しになった島

2 近代日本の海図と水路誌 145

近代の日本およびその周辺図　「海図」と領海　水

99

第六章 竹島の日本領編入……

—その経緯と韓国側主張の検証②

竹島の「再発見」 りやんこ島 朴雲学の回想記事
金允三の回想記事 りやんこ島の貸し下げ願い
「独島」なる島名の初見 りやんこ島と独島 竹島
編入の閣議決定 石島が独島である 于山島と独島
竹島漁業の展開

第七章 サンフランシスコ平和条約と政府見解の応酬……

竹島への接触禁止 一九四七年の「独島」調査 申
夷鍋「独島所属について」 サンフランシスコ平和条
約の調印 第一回日本政府見解 サ条約およびSC
API N第六七七号・第一〇三三号の解釈 第一回韓

189

国政府見解 第二回日本政府見解 前近代の論証を
めぐる攻防 近現代の論証をめぐる攻防 最後の見
解往復

終章 「固有の領土」とは何か……

竹島領有の認識 国家的領有の確立と争論 サ条約
の竹島関連条項 問題の焦点 ラスク書簡と一九〇
五年前後の史実 領土編入の事前照会と事後通告
「石島」の再検討 竹島に関する「固有の領土」論
「日本固有の領土」の登場 今日の用法はいつ現れた
か 異なる用法の相互補完 教科書記述の推移
どこに視点を据えるのか

219

163

竹島——もうひとつの日韓関係史

あとがき

切り抜きは赤茶けてしまつたが、一九七九年七月一〇日付の『朝日新聞』「天声人語」を今も手帳に挟んでいる。そこにこんな一節がある。

朝永ともながさんが友人に語った話である。「夜、街灯の下で何かを捜している人がいた。『なにをなくしましたか』『カギをなくしました』『どこで』『実はあっちの暗い所なんですがね。暗いと捜すのが面倒なので、明るい所で捜しているんです』。いまの素粒子論というのは、つまりこんなことをしているんじゃないのかねえ」▼これは素粒子研究に対する批評である。しかし、本来、暗い所で捜すべきなのにそれを忘り、安易な道を選んで堂々めぐりをしている、というのはなにもこの分野に限つた話ではない▼朝永さんは

終始、核廃絶を訴え続けた。人類は平和へのカギを核時代の暗い谷間に見失ってしまった。しかも暗い谷間にわけ入ってそれを捜す努力を怠つてゐる。そのことに對する危機意識が、あの四年前の、核廃絶を求める朝永・湯川宣言にはみなぎつてゐる。

天声人語の日付は、筆者が大学二年生の夏にあたり、将来の専門をどのように選択すべきか思い悩む日々のなかにあつた。その日、朝永振一郎の皮肉にいたく刺激を受けて、記事を切り抜いて机に貼つた。そして、京都三条河原町にあつた丸善書店へ出かけて行つて、『量子力学的世界像』を買い求めて一気に読んだ。

もとより朝永振一郎・湯川秀樹と肩をならべようなどとは露だに思はない。しかしながら、研究者が自らの専門に閉じこもるのはなく、現実の「暗い谷間にわけ入つてそれ（平和へのカギ）を捜す努力」を重ねること、本書はそうした目標をもつた小冊子である。

おそらくは、相手の弱点ばかりをあげつらい、どんな論法を使ってでも相手を打ち負かしたいと考える人々は、日韓を問わず、本書に対して悪罵を投げつけるに違いない。また、同じことの言い換えだが、小著が示した史実の数々に対し「私はそらは思わない」とする「識者」は日韓を問わず少なからず現れるだろう。「思う／思わない」は「識者」の自由である。本書が明らかにしたのは、現在の歴史学の方法と水準にしたがえば「このような史実とたつていただきたい。

さて、本書のなりたちに関わつて記しておきたいことがいくつかある。
 二〇一四年の年頭、ある大学教授から電話があつた。社会科教科書の執筆者のひとりが「日本の竹島に対する領有権は遅くとも一七世紀には確立した」と明記すると主張して譲らないといふ。拙著・拙稿を丁寧に読み込んでくださった電話の主は「あなたの研究で明らかになつた史実に従うのがよいと思うのだが、どうにも聞いてくれないので此處です」という。拙著・拙稿の趣旨を電話口で繰り返しながら、ふと「遅くとも一七世紀には云々、というのは政府見解ですから官邸や外務省のホームページにもそのように記されています」とお話ししたところ、電話の主は不意に黙り込んでしまつた。やがて「それでは仕方がありませんね。教科書には政府見解を書き込むようにとの強い指導がなされているのです。そうですか、そ

れで事情が呑み込めました」とおっしゃって、電話は切れた。筆者はその場で拙稿「竹島領有権の歴史的事実にかかる日本政府見解について」の草稿を書きはじめた。本書はその延長線上に位置するものである。

もうひとつだけ、本書を理解していただくための思い出を記しておきたい。

堀和生の論文「一九〇五年竹島の日本領編入」は、竹島問題を考えるときに避けることのできない古典的な名作である。今ではいくつか訂正を要する点が生じてはいるものの、大筋として堀の立てた論は生きており、堀論文との格闘を抜きにして竹島問題を論じることはありえない。

堀論文が出るまでの竹島問題研究のスタンダードは川上健三『竹島の歴史地理学的研究』であった。川上の研究は、今となつては、竹島問題の歴史を語る際には言及が不可欠だが、その問題解決を求める上では価値を著しく減じた過去の作品となつた。堀は、スタンダードであった時代の川上の研究に対し、その不誠実さを徹底的に追究し、先の論文を書き上げた。堀論文が明らかにしたオリジナルな点はいくつもあるが、一八七七年の太政官指令「竹島外一島は本邦関係無之」の再発見や軍艦新高の航海日誌に「独島」なる語を見いだしたことなどは、研究環境が現在とは比較にならない一九八〇年代のことを想起するとき、格別に高く評価すべき成果である。当時の堀の苦労と執念を思わずにはいられない。

そうでありながら、本書は、堀論文が最も重視した論点をあえて避けた。日露戦争の遂行過程で竹島の日本領編入がなされたという史実に注目すべきだ、という論点である。

実は、二〇〇〇年の春浅い日、堀と二人で竹島問題の新書を書こうと約束をしたことがある。その日、京都三条蹴上^{けあげ}のホテルで二人の恩師朝尾直弘の紫綬褒章受章を祝う会があり、会のあとホテルから東山三条までの肌寒い暗がりを一人きりで歩いた。「近現代は僕が書くから、前近代はおまえが書け」と堀は言った。当時（そして多分現在も）、竹島問題を偏頗なく理解するのに適切な新書サイズの概説書がなかったからである。約束がなかなか実現できなまま、筆者は前著『竹島問題とは何か』を刊行し、いま本書を刊行する。これは一六年前に交わした堀との約束を破る行為に等しく、そうしたときに堀による最も大事でオリジナルな論点を筆者自らのものとして書くわけにはいかなかつた。本書中に日露戦争への言及が手薄となつた理由はただこの点にこそ求められる。こうした事情をも併せて本書をお読みいただければと願う次第である。

本書は、中公新書編集部の小野一雄さんから数々の助言を頂戴し、また編集部および中央公論新社の会議をいくつも経てようやくここに到つた。学問としての筋を通しながら、広く読者にわかりやすいものになるよう、ずいぶんとたくさん修正をしていただいた。書名も帶も小野さんをはじめとする編集部の皆さんに決めていただいた。皆さんのご苦労と配慮に

心より感謝する。

小野さんを紹介してくださったのは、『日本の近世』第一六巻〈民衆のこころ〉で御一緒した藪田貴さんと溝生昭彦さんである。〈民衆のこころ〉の編者はひろたまさきさんであった。ひろたさんのリーダーシップで執筆者はみな京都市内の小さな旅館に泊まり込み、お互の息づかいを身近に感じながら〈民衆のこころ〉の議論を重ねたことを懐かしく思い出す。たたき台にと提示されたひろたさんの原稿はいつも手書きだった。柔らかな書体と声に笑顔、なのに冷徹で刺すような眼差しが忘れられない。

不条理な圧力に左右されることなく、学問的な手続きを経て到達した真実に従つて自由な討論と発言ができる。そういう社会を次世代に引き継いでいけたらと切に願う。

二〇一五年一二月二十五日

池内敏

参考文献

- 池内敏「一九九九」「竹島渡海と鳥取藩——元禄竹島一件考・序説」、『鳥取地域史研究』第一号
- 「[1]〇〇六」『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会
- 「[1]〇一二」『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会
- 「[1]〇一四」「竹島領有権の歴史的事実にかかる日本政府見解について」『日本史研究』第六二一号、二〇一四年六月
- 「[1]〇一五a」「国境」未満』『日本史研究』第六三〇号、二〇一五年一月
- 「[1]〇一五b」「海図」「水路誌」と竹島問題」、『名古屋大学附属図書館研究年報』第一二号、二〇一五年三月
- 「[1]〇一五c」「竹島は日本固有の領土である」論」、『歴史評論』第七八五号、二〇一五年九月

大熊良一「一九六六」『歴史の語る小笠原島』南方同胞援護会

—「一九六八」「幕末文久時における小笠原島の開拓」、「政策月報」第一四五号、一九六八年二月

川上健三「一九六六」『竹島の歴史地理学的研究』古今書院

木村幹「一〇一四」「池内敏著『竹島問題とは何か』」（書評）、「東洋史研究」第七二卷第四号、一〇一四年三月

杉本史子「一〇一五」「新たな海洋把握と「日本」の創出——開成所と幕末維新」、「日本史研究」第六三四号、一〇一五年六月

宋炳基「一〇一〇」「鬱陵島と独島、その歴史的検証」歴史空間（ソウル）

宋彙榮「一〇一一」「近代日本の水路誌に現れた鬱陵島・独島認識」、「大丘史学」第一〇六号（韓国・大邱）

第三期竹島問題研究会編「一〇一四」「竹島問題一〇〇問一〇〇答——日本人として知つておくべきわが国固有の領土」、「W·i·L·L」一〇一四年三月号増刊、ワック

チヨンヨンファ、イチヨンギュ「一〇〇五」「鬱陵島の考古学的研究」、嶺南大学校民族文化研究所『鬱陵島・独島の総合的研究』嶺南大学校出版部（韓国・大邱）

塚本孝「一九九四」「平和条約と竹島（再論）」、「レフアレンス」第四四卷第三号（第五一八号）、一九九四年三月

—「一〇〇一」「竹島領有権をめぐる日韓両政府の見解（資料）」、「レフアレンス」第五二卷第六号（第六一七号）、一〇〇二年六月

—「一〇一一」「韓国の保護・併合と日韓の領土認識——竹島をめぐって」、「東アジア近代史」第一四号、一〇一一年三月
豊下櫛彦「一〇一一」「尖閣問題」とは何か」岩波現代文庫
名嘉憲夫「一〇一三」「領土問題から「国境画定問題」へ——紛争解決論の視点から考える尖閣・竹島・北方四島」明石書店

羽場久美子「一〇一三」「尖閣・竹島をめぐる「固有の領土」論の危うさ——ヨーロッパの国際政治から」、「世界」第八三九号、一〇一三一年一月
服部英雄「一〇一一」「宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告一』プレック研究所

船杉力修「一〇〇七」「絵図・地図からみる竹島（II）」、「竹島問題に関する調査研究」最終報告書」竹島問題研究会
—「初出不明」「日本側作製地図にみる竹島（I）」、<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04-e.html>、一〇〇七年一一月
九日掲載

堀和生「一九八七」「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」第一四号、一九八九年掲載

七年三月

山辺健太郎 「一九六五」「竹島問題の歴史的考察」、『コリア評論』第七卷第二号、一九六五年二月
和田春樹 「二〇一二」『領土問題をどう解決するか——対立から対話へ』平凡社新書

*ここに示したのは、主に本書執筆に際して利用したものを挙げたにすぎない。より多くの参考文献リストについては、拙著（池内「二〇一二」）巻末の文献一覧等を参照されたい。

池内 敏（いけうち・さとし）

1958年（昭和33年）、愛媛県に生まれる。京都大学文学部卒業、京都大学大学院文学研究科博士後期課程中退。
博士（文学）。鳥取大学教養部助教授などを経て、現在、名古屋大学大学院文学研究科教授。専攻、日本近世史、近世日朝関係史。

著書『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、1998年）
『唐人』殺しの世界』（臨川書店、1999年）
『大君外交と「武威」』（名古屋大学出版会、2006年）
『薩摩藩士朝鮮漂流日記』（講談社選書メチエ、2009年）
『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012年）
ほか

竹島
—もうひとつの日韓関係史

中公新書 2359

2016年1月25日発行

著者 池内 敏
発行者 大橋 善光

本文印刷 晓印刷
カバー印刷 大熊整美堂
製本 小泉製本

発行所 中央公論新社
〒100-8152
東京都千代田区大手町1-7-1
電話 販売 03-5299-1730
編集 03-5299-1830
URL <http://www.chuko.co.jp/>

定価はカバーに表示しております。
落丁本・乱丁本はお手数ですが小社販売部宛にお送りください。送料小社負担にてお取り替えいたします。

本書の無断複製（コピー）は著作権法上での例外を除き禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合でも著作権法違反です。

©2016 Satoshi IKEUCHI
Published by CHUOKORON-SHINSHA, INC.
Printed in Japan ISBN978-4-12-102359-9 C1221